

9/1 東京

## 高齢者追い詰める制度の変更

無職

(福島県 57)

介護施設に入所する私の伯母は夫に先立たれ、子どももいないため、私が身元保証人となっている。これまで伯母は介護保険の負担限度額認定によって、施設への支払いは月平均9万5千円前後に軽減されていた。それが8月から認定要件が変更され、施設によると、伯母の場合、8月の施設への支払いは5万円超の負担増になるという。

これまで預貯金額が約700万円の伯母は「預貯金額1千万円以下」という認定要件によって負担が軽減されていた。今回の変更では預貯金

額が500万円以上ある場合、本人の年金額によっては負担が増える仕組みになったのだ。1日あたりの食費負担は650円から1600円に引き上げられると聞いて驚いた。

伯母が受給する年金は遺族年金など月15万円ほど。これでは支払いに足りなくなる可能性もある。不足分は預貯金を取り崩すしかないが、いつか行き詰まるのは明らかだ。理屈上、預貯金が500万円を割れば、再び認定を受けることができるかもしれないが、それでは高齢者が最後の頼みの綱とする、そして高額でもない預貯金を国が体よく巻き上げるのも当然ではないだろうか。